

## 入札説明書

SNSリアルタイム緊急情報サービスの導入業務及び運營業務については、次のとおりとします。

### 1 入札に付する事項

- (1) 入札の件名  
SNSリアルタイム緊急情報サービスの導入業務及び運營業務
- (2) 入札案件の仕様等  
仕様書のとおり
- (3) 契約期間  
ア 導入業務 契約締結日から令和6年5月31日までの間  
イ 運營業務 令和6年6月1日から令和10年3月31日までの間
- (4) 履行場所  
島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定のいずれかに該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 都道府県警察に対し、過去1年間以上にわたり、SNSのリアルタイム緊急情報に関するサービスを提供した実績のある者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県税を滞納していない者であること。
- (8) 消費税及び地方消費税について、未納の税額がない者であること。

- (9) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長による入札参加資格の承認を受けた者であること。

### 3 入札参加資格確認申請

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和6年5月7日（火）正午までに、次の書類（以下「申請書」という。）を4の(1)の場所まで持参し、又は簡易書留により郵送（提出期限必着）してください。ただし、島根県の入札参加資格者名簿に登載されている者については、イ、キ及びクの提出を省略することができることとします。
- ア 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）
  - イ 登記事項証明書（法務局が申請日前3か月以内に発行したもの）
  - ウ 役員等名簿（法務局に登録する役員（個人にあっては当該個人、当該個人と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。））の氏名、性別、生年月日及び住所を記載したもの）
  - エ 営業経歴書
  - オ 委任状（法人の営業所等が取引先となる場合のみ）
  - カ 入札保証金免除申請書（希望する場合のみ）
  - キ 島根県税の納税証明書（地方消費税を除く。）  
県民センターの長が発行する未納の徴収金（納期限が到来しない徴収金を除く。）がない旨の証明書
  - ク 消費税及び地方消費税に係る納税証明書  
納税地（本社所在地）を管轄する税務署長が発行する未納税額がないことを証明したもの
  - ケ 保守体制（故障発生時等緊急連絡体制）表
  - コ 2の(4)の契約実績を証明する契約書等の写し
  - サ 入札参加資格確認の通知に使用する返信用封筒  
定形封筒（長形40号程度）に84円切手を貼付し、宛先を記入すること。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。  
また、提出された申請書に不備があり、補正することを求められた場合は、県が指定する日時までに、遅滞なく申請書の補正を行ってください。
- (3) 入札参加資格の確認は、申請書の提出をもって行い、その結果は、入札期日までに、入札参加資格確認通知書により各申請者へ通知します。
- (4) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認めら

れた者は、この入札に参加することができません。

#### 4 入札の場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1  
島根県警察本部2階 警務部会計課用度係  
電話 0852-26-0110 内線 2241、2242

(2) 入札説明会

行いません。

(3) 入札及び開札の日時、場所

ア 日時

令和6年5月16日(木) 午後4時

郵便による入札は、簡易書留等配達記録が残る方法に限るものとし、令和6年5月16日(木) 午後4時までには到着した場合のみ有効とします。

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部2階警務部会計課用度係

(4) 開札

ア 日時

令和6年5月17日(金) 午後1時30分

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階第一小会議室

#### 5 入札手続

(1) 入札の方法

ア 入札書は、所定の別紙様式により提出してください。

イ 入札書の提出に当たっては、封筒に入れ、のり付けし、密封の上、封筒の表書きとして、「氏名(法人の場合はその名称又は商号)」及び1の(1)の「入札の件名」を記載の上、「入札書在中」と朱書してください。

ウ 落札決定に当たっては、最低入札価格をもって落札金額とします。

エ 入札者は、その入札書の書き換え、引換え又は撤回をすることができません。

オ 入札者は、入札時刻経過後は、入札会場に入場することができません。

カ 入札者は、入札の場所に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、入札参加資格を証明する書類又は身分証明書を提示しなければなりません。

キ 入札者は、入札担当者がやむを得ない事情があると認めた場合のほかは、入札の場所を退場することができません。

(2) 入札金額

ア 入札書の金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額を記載してください。ただし、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加算した金額を落札金額とします。

イ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできません。

(3) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加者の住所及び名称又は商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入（外国人の場合は、署名を含む。）をしておくとともに、入札時まで委任状を提出しなければなりません。

イ 入札者又はその代理人は、本件に係る入札について、他の入札者の代理人を兼ねることができません。

(4) 再度入札

ア 開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、当該入札の終了後直ちに再度の入札を行います。

イ 再度入札は、2回まで行うものとします（当初入札を含め、計3回実施）。

ウ 入札者のうち再度入札に参加しない者は、開札の場所を退場しなければなりません。

エ 再度入札を行った場合でも落札者が決定しない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとします。

また、初度入札又は再度入札において、入札者が1名のみでかつ落札しない場合は、再度入札は実施せず、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約の協議を行うものとします。

なお、いずれの場合も、予定価格は変更しません。

(5) 落札者の決定方法

ア 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22条）第62条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

イ 落札者となるべき者が複数あるときは、くじにより落札者を決定します。

(6) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第 61 条の 3 第 1 項の規定により、当該入札を取り止め、又は入札期日を延期することがあります。

(7) ファクシミリ等による入札

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めません。

(8) 入札の無効

次に掲げる場合には、当該入札者の入札を無効とします。

ア 島根県会計規則第 63 条各号に該当するとき。

イ 入札書の入札金額が加除訂正されているとき。

ウ 入札書が鉛筆により記載されているとき。

(9) 落札の通知

落札者が決定したときは、島根県会計規則第 64 条の 2 の規定に基づき、開札場所においてその旨を当該落札者へ通知します。

(10) 入札辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は、入札を執行する前であれば入札辞退届を持参又は郵送等により提出し、入札執行中であれば、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出してください。

(11) 調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から 5 年間は同様とします。

(12) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、11 の窓口に通報してください。

なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとし、ます。

## 6 入札保証金

(1) 島根県会計規則第 61 条第 1 項の規定により、入札参加者が見積もる契約希望金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付してください。

(2) 入札保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第 2 項の規定により、現金のほか国債、地方債その他の有価証券の提供をもって代えることができます。

(3) 入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりです。

ア 納付場所

島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部警務部会計課

イ 納付時期

入札日当日の午前 9 時から正午までの間

- (4) 入札保証金は、島根県会計規則第 61 条第 3 項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に、(3)のアの場所において還付します。

なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

- (5) 入札保証金は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 4 項の規定により、落札者が契約を締結しないときは、県に帰属します。

- (6) 入札保証金は、次のいずれかの方法で免除を受けることができます。

ア 保険会社と入札保証保険契約を締結し、保険証券を提出する。

イ 過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、これらの案件の契約書の写しを提出する。

ウ 工事、製造又は販売等の実績、資本の額その他の経営の規模及び状況等を勘案して、契約を締結しないこととなるおそれがないことについての疎明書類を提出する。

## 7 契約保証金

- (1) 島根県会計規則第 69 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付してください。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

- (2) 契約保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第 2 項の規定を準用します。

- (3) 契約保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりです。

ア 納付場所 6 の(3)のアの場所

イ 納付時期 落札の日から 14 日以内

- (4) 契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付します。

## 8 契約

- (1) 契約条項

別添「契約書(案)」のとおりとします。

- (2) 前金払

ありません。

(2) 契約書の作成

ア 落札者が決定したときは、島根県会計規則第 64 条の 3 第 1 項の規定により、落札の通知をした日から 14 日以内に契約を締結するものとします。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書 2 通に記名押印し、更に島根県警察本部長が当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するものとします。

ウ イの場合において、島根県警察本部長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとします。

エ 地方自治法第 234 条第 5 項の規定により、島根県警察本部長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとします。

(4) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(5) 内訳書等の提出

落札者は、落札後速やかに次の書類を提出してください。

ア 内訳書（料金の内訳が分かるもの）

イ 分割支払協議書（運營業務に係る料金について月ごとの分割支払いを協議するもの）

## 9 質疑

(1) 質疑事項がある場合は、書面（質疑票）により提出してください。

(2) 提出期限並びに書面（質疑票）の提出場所及び提出方法は、次のとおりとします。

ア 提出期限

令和 6 年 4 月 25 日（木）正午まで

イ 提出場所

11 に同じ。

ウ 提出方法

郵送（提出期限必着）又はファクシミリ

(3) 提出のあった質疑については、入札までに書面により回答します。

## 10 入札説明書添付書類

(1) 入札参加資格確認申請書

(2) 役員等名簿

(3) 営業経歴書

(4) 委任状 ※法人の営業所等が取引先となる場合に提出するもの

- (5) 入札保証金免除申請書
- (6) 質疑票
- (7) 入札書
- (8) 委任状 ※入札等の事務に関する権限を委任する場合に提出するもの
- (9) 契約保証金免除申請書
- (10) 契約書（案）
- (11) 仕様書

**11 その他**

この入札に関する問合せ先は、次のとおりです。

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1  
島根県警察本部警務部会計課用度係  
電話 0852-26-0110 内線 2241、2242  
FAX 0852-28-7111